

広島サミット防災・危機管理県・市町連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 広島サミット（以下「サミット」という。）開催時における防災・危機管理を円滑に推進することを目的として、県及び関係市町の連携を図るため、広島サミット防災・危機管理県・市調整会議設置要綱第3条に基づき、広島サミット防災・危機管理県・市町連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) サミットの実施に向けた防災・危機管理の推進のための連絡調整及び情報共有に関すること。
- (2) その他防災・危機管理の推進のための連携に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議は座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は広島県危機管理監危機管理課長をもって充てる。
- 3 委員は広島県内各市町防災主管課（室）長をもって充てる。
- 4 座長が連絡会議の内容により必要と認めるとき、また、座長に事故のあるときは、座長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は、座長が招集し、これを主宰する。

なお、座長は、必要に応じて別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができるものとする。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、広島県危機管理監危機管理課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。